年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年3月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から平成2年3月まで

私は両親の勧めで国民年金に加入した。加入手続は父親が行ったが、専門学校卒業後に父親から年金手帳と多額の保険料の納付書を渡されたが、20歳のころからA職として働いていたので、保険料は自分で納付していた。申立期間が未納とされていることは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年4月に払い出されており、その時点で申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付できないほか、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金への加入手続を行ったとするその父親は亡くなっていることから、国民年金の加入状況は不明である。

一方、平成2年4月の保険料を同年同月に納付していることが確認でき、その時点で、申立期間のうち元年4月から2年3月までの保険料は現年度納付及び昭和63年3月から平成元年3月までの保険料は過年度納付がそれぞれ可能な期間であることから、申立人が主張する「親から渡された多額の保険料の納付書」は、平成元年度及び2年度の現年度保険料の納付書と昭和62年度のうち、時効となっていない63年3月分及び63年度の過年度保険料の納付書であるものと推認できる上、申立人も過年度納付を意識していたと述べている。

加えて、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年3月から平成2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

私の夫が、A市B区役所で私たち夫婦の国民年金加入手続を一緒に行い、 申立期間の保険料を納付書により納付していたはずである。申立期間につい て、夫の国民年金保険料はすべて納付済みになっているのに、私だけが未納 とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料をすべて納付している上、申立人の夫は、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人及びその夫は、国民年金保険料に対する納付意識が高かったものと認められる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和56年7月に夫婦連番で払い出されていること、及び申立期間直後の56年4月から57年3月までの期間については、A市が保管する国民年金被保険者名簿により、夫婦共に同一年月日に納付されていることが確認できることから、夫婦で一緒に国民年金加入手続及び保険料納付をしていたとする申立人の供述には信憑性が認められ、申立期間について申立人のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から51年3月まで

私は、20歳になって少し経過してから(年度の記憶は定かではない。)、 私の母親と一緒にA市役所B出張所へ行き、私の国民年金の加入手続を行った。その際、同出張所の窓口で、「20歳まで遡って納付できる。」と言われたので、母親が私の国民年金保険料を20歳まで遡って納付してくれたと記憶している。

また、申立期間のうち、母親に 遡って納付してもらった期間の後の期間についても、当時、私は無収入だったので母親から保険料として現金を渡されて、私自身が同出張所で納付し、その領収書は納付の都度私の国民年金手帳にはられていた。

その後、何度か転職し、その度に勤務先へ国民年金手帳を提出していたが、いつの間にか当該年金手帳にはられていた領収書の一部がはがされていた。 申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金加入期間における保険料の未納期間が無い上、多数回に及ぶ国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行っている。また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、昭和51年4月であることが推認できるところ、申立人が20歳になった時まで遡って申立人の国民年金保険料を納付してくれたとするその母親自身は、46年9月から国民年金に任意加入し60歳までの保険料をすべて前納により納付していることが確認で

きることから納付意識が高かったものと認められ、その母親が、申立人の国民年金加入手続を行ったと推認できる51年4月の時点において、時効未完成により納付可能であった49年1月から51年3月までの申立人の国民年金保険料を過年度納付したものと考えても不自然ではない。

一方、当該払出しの時点において、申立期間のうち昭和 45 年 11 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料は、時効により納付できない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、当該期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年11月1日まで

昭和42年4月にA社に採用され、43年8月まで同社B店で勤務し、同年9月から44年4月までは関連会社のC社D店で勤務していた。同年5月1日付けでA社B店に異動したが、同社B店における厚生年金保険の被保険者記録は、同年11月1日に同保険被保険者資格を取得したことになっており、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

しかし、自分は関連会社間を異動しただけであり、転勤はあったが途中で 退職した覚えも事実も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者 であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、永年勤続表彰状及び申立人と事務の引継ぎをした 前任者の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和44年5 月1日に関連会社のC社D店からA社B店に異動)、申立期間に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和44年11月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主に照会したが、回答が無いため確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に

行われるべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和44年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年10月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和33年10月15日、資格喪失日は37年5月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 33 年 10 月から 35 年 8 月までは 1 万円、同年 9 月から 37 年 4 月までは 1 万 4,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月ごろから同年11月15日まで

② 昭和32年10月ごろから37年5月ごろまで

申立期間①について、A社に昭和30年9月ごろから勤務していたが、社会保険事務所の記録によると厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年11月15日になっている。

申立期間②について、A社には昭和31年7月に運転免許証を取得するために一度退職し、1年程度経過後に再就職し、37年5月ごろまで勤務していたが、社会保険事務所の記録によると厚生年金保険に加入していないことになっている。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②において、複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に 勤務していたことが推認できる。

申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日については、申立人は「運転免許証を取得(昭和31年9月3日)後、すぐにはB業務に就くことができなかったため、他の事業所に勤務した時期や、まったく仕事をしていなかった時期もあった。」と述べている上、当該事業所に照会したところ、「身内の従業員は、厚生年金保険に継続加入していたが、他の従業員については業務が忙しい時にこれに加入し、業務が暇な時はその資格を喪失させていた。」と

述べており、社会保険事務所の記録によると、当該事業所においては昭和31年5月22日から33年10月15日までは厚生年金保険被保険者の新規資格取得者が確認できない上、身内以外の被保険者4人のうち3人は32年5月に資格を喪失し、33年10月15日に再取得しており、そのほかにも同日に新規取得している者が4人確認できることから判断すると、申立人も同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと考えられる。

申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日については、複数の同僚が、申立人は昭和37年5月ごろまで勤務していたと述べているとともに、そのうち一人の同僚は、「申立人は、C業務が非常にきつかったので、D業務に転職した。」と述べており、申立人の社会保険事務所の記録によると、37年6月11日からE社に係る厚生年金保険の加入記録が確認でき、前述の同僚の供述からも裏付けられることから、申立人は、同年5月ごろに厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと考えられる。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚、申立人以外の当該事業所でD業務をしていたという二人及び申立人の後任でD業務担当になったという同僚については、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できることから申立人が厚生年金保険に加入していないことは不自然である。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、昭和33年10月15日ごろに資格取得と考えられる整理番号*番から*番までが欠落しており、社会保険事務所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和33年10月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和31年6月の社会保険事務所の記録及び同職種の同僚の標準報酬月額の推移から33年10月から35年8月までは1万円、同年9月から37年4月までは1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和32年10月ごろから33年10月14日までの期間については、前述のとおり、当該事業所の回答、複数の同僚の供述及び当該事業所に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人が当該期間において、当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことを確認することができない。

また、当該期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②のうち昭和32年10月ごろから33年10月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「採用時には、本人を見極めるために1か月から2か月の見習い期間があったと思う。」と回答しており、社会保険事務所の記録により、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者に照会したところ、複数の者が、それぞれ自身の記憶する入社日から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、「入社後には試用期間があり一定期間経過後に厚生年金保険に加入した。」と述べていることから、事業主は、採用後、一定期間をおいて厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人も給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年2月1日まで 申立期間は、A社で専務取締役として勤務し、月額50万円の給与を受給 していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が19万円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が専務取締役を務めていたA 社は、平成8年2月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所に該当しなくなった後の同年3月28日付けで、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額(50万円)が、7年9月1日までさかのぼって19万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、申立人は当該事業所の取締役であることが確認でき、申立人は、「当該事業所の代表者印を管理し押印していたのは自分自身である。」と述べているが、i)申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成8年2月26日)以前である同年2月20日に当該事業所を退職したと述べており、厚生年金保険の被保険者資格記録及び雇用保険の加入記録においても同日に退職していることが確認できるとともに、当該事業所において倒産後の残務整理を担当していた者が、「申立人は平成8年2月まで勤務していた。」と述べていることから、標準報酬月額の減額訂正が行われた時点で申立人は既に退職していたことが確認できること、ii)申立人は、退職時に代表者印を事業主に返却したと述べていること、iii)社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額の減額訂正が確認できる者

は事業主(故人)と申立人の二人であり、当該訂正は当該事業所に係る平成8年1月分の保険料を相殺するために行われたと考えられ、複雑な訂正となっているが、申立人はそのことについて記憶していないことから判断すると、当該訂正届は事業主が届け出たものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような 処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額 について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所 に当初届け出た標準報酬月額の記録から 50 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成8年5月から9年1月までの標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から9年2月21日まで 給与の金額は60万円であったのに、年金記録によると、申立期間の厚生 年金保険の標準報酬月額が30万円に引き下げられているので訂正してほし い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、平成8年5月から9年1月までの申立人の標準報酬月額は53万円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年2月21日以降の同年3月6日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が8年5月から9年1月までは30万円に訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、申立人は当該事業所の取締役であったことが確認できるが、上記の減額訂正は、当該事業所がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成9年2月28日の後のことであり、当該事業所の取締役である申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような 登別とより記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を42年12月から43年9月までは4万2,000円、同年10月から44年7月までは4万5,000円、44年8月から45年9月までは5万6,000円、同年10月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 27 日から 45 年 11 月ごろまで 昭和 38 年 8 月 18 日にA社B事業所に正社員として採用され、C出張所で 45 年 11 月に閉所になるまで勤務していた。

閉所になるまで勤務していた証明になる退職手当支給計算書があるので、 申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する退職手当支給計算書によると、A社B事業所における退職 日は、昭和45年11月1日と記載されており、申立人と一緒に勤務していたと する複数の同僚が、「申立人は、昭和45年11月の閉所まで勤務していた。」と 述べている。

また、雇用保険の被保険者記録によると、事業所名は不明であるが、申立人は、昭和38年8月18日から45年11月2日までの期間、被保険者であったことが確認できるところ、社会保険事務所の記録によると、申立人は38年8月18日に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから、当該雇用保険の被保険者記録は当該事業所の記録であると判断でき、申立人は申立期間においても、引き続き、当該事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、社会保険事務所が保管する、厚生年金保険被保険者原票には、申立 人が昭和42年12月27日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を 喪失したことが記載されているものの、健康保険組合の解散時に社会保険事務 所が引き継いだA社健康保険組合台帳によると、同日の資格喪失を取り消した 旨の記載が確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた 11 人の同僚全員に当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格が存在し、このうちの 9 人が昭和 45 年 11 月又は同年 12 月に資格を喪失していることが社会保険事務所の記録により確認でき、このうち所在が確認された 5 人に照会したところ、回答があった 4 人のうち 3 人が、「申立期間当初に申立人の身分、仕事の内容、勤務時間は変わらなかった。」と述べているとともに、このうちの一人は、「申立人は正社員であり、正社員は労働組合に加入していた。組合の規約で労働組合員は全員が厚生年金保険に加入していた。」とも述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所の厚生年金保険の資格喪失日は、昭和45年11月2日であると認められるとともに、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における申立人の昭和42年11月の記録及び申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同じ職種の同僚の標準報酬月額の推移から、42年12月から43年9月までは4万2,000円、同年10月から44年7月までは4万5,000円、44年8月から45年9月までは5万6,000円、同年10月は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業 主も死亡していることから、保険料を納付したか否かについて確認することが できないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保 険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てど おりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録を行 わないとは考え難いことから、昭和42年12月27日を資格喪失日として届け、 その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月から45年10月までの 保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行 ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付 した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年9月8日、資格喪失日に係る記録を50年5月1日とし、申立期間②に係る標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から48年2月まで

② 昭和49年9月8日から50年5月1日まで

申立期間①は、B社C支社C支店に採用され、D業務に従事した。

申立期間②は、A社に採用され、E業務に従事した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、両申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び事業主の供述から判断 すると、申立人が申立期間②にA社に勤務していたことが認められる。

また、当時の事業主は、「社員は厚生年金保険に全員加入させており、申立人も当然、入社と同時に加入させていた。」と回答している上、当時の社会保険事務担当者も「厚生年金保険には全員加入させており、入社と同時に雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の加入手続をしていた。私は申立人の給与から、厚生年金保険料を控除していたことを記憶している。」と供述している。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた同じ業務に従事していた同僚は、社会保険事務所の記録から厚生年金保険の被保険者としての加入記録が確認できる。

加えて、申立人及び同僚が供述した当時の当該事業所の従業員数と社会 保険事務所の記録にある厚生年金保険被保険者数がおおむね一致すること から、申立期間②当時、当該事業所では、ほぼすべての従業員が厚生年金 保険に加入していたと考えられ、これは先述の事業主及び当該事業所の社 会保険事務担当者の供述等と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該事業所において同じ業務に従事していた年齢の近い同僚に係る社会保険事務所の記録から判断すると、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間②の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年9月から50年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人の従事業務に関する供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中にB社C支社C支店に D業務担当として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所は昭和48年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立人は当該事業所で一緒に勤務した同僚の姓のみしか記憶していないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況について、供述を得ることができない。

また、B社本社からは、「当社とD業務担当者の契約は、委任契約であり、雇用契約ではないことから、当時から現在に至るまでD業務担当者は、一貫して厚生年金保険の加入対象者として取り扱っていない。報酬から控除しているのは源泉所得税のみであり、社会保険料は控除していない。」との回答があった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から申立期間①当時に同社C支社において厚生年金保険の被保険者として加入記録が確認できる同僚のうち 10人と連絡が取れたが、厚生年金保険の加入期間において業務内容がD業務であったとする者はいない上、このうち一人は、「私は昭和 38 年の 6 月初旬から 2 年半ぐらいC支社でD業務担当として勤務し、その後F業務担当となった。同支社において厚生年金保険に加入したのは、F業務担当にな

ってからであり、D業務担当として勤務していた期間は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、この同僚は、同支社においてD業務から F業務に職種が変わったとみられる昭和 40 年 8 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、先述の供述と符合する。

加えて、申立人の雇用保険被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は確認できない上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は事後訂正の結果、44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の32万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行 していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月1日から16年9月1日まで

申立期間は、A社(現在は、B社)に勤務し、44 万円の標準報酬月額に対応する厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額が32万円になっている。

申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成15年8月は32万円、同年9月から16年8月までは36万円と記録され、21年9月28日に申立期間のすべてについて、申立人の主張する標準報酬月額44万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、A社の給与支払明細書の写し及び賃金台帳により、申立人は、申立期間において、社会保険事務所に当初記録されていた標準報酬月額を超える給与の支払いを受け、当該給与に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

このことから、申立人の申立期間における標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付を行う必要があることから、給与支払明細書の写し及び当該事業所の賃金台帳により、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の社会保険関係書類を保存していない上、当時の事務担当者も退職しているなどとして、詳細は不明としているが、申立期間の標準報酬月額については、事業主から社会保険事務所に対し、標準報酬月額の定時決定や月額変更に関する届出を当該期間中に少なくとも2回行っていることが確認でき、これら複数回の事務処理を社会保険事務所が続けて誤ることは考え難いことから、事業主は社会保険庁の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年8月から16年8月までの実際の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、平成5年2月及び同年3月に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の 当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から5年4月30日まで

ねんきん特別便が送付されてきたので、A社における標準報酬月額を確認 したところ、申立期間の標準報酬月額が給与と違っていたので記録を訂正し てほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年2月及び同年3月については、申立人から提出 のあった給与明細書により26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料 を給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、平成5年4月9日付けで、同年2月1日までさかのぼって18万円に減額され、同様の減額処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる同年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している28人全員(申立人を含む。)に認められる。

また、社会保険事務所が保管する不納欠損整理簿により、平成5年2月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年4月9日付けで行われた 党及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当 該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている同年2月 及び同年3月に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当 初届け出た26万円に訂正することが必要と認められる。 2 一方、申立期間のうち、平成5年2月及び同年3月を除く期間については、 申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務 所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額となることが確認できるもの の、申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標 準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致してい る。このため、事業主は、当該期間の申立人の給与において、社会保険事務 所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたも のと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間(平成5年2月及び同年3月を除く。)については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から平成元年3月まで

私は、当時勤めていた会社が倒産し、無職になった時に国民年金に加入した。加入手続はA市役所で行い、同市役所で毎月9,000円前後の保険料を納付した。

申立期間について、保険料を納付していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の保管する国民年金被保険者名簿により、平成元年5月ごろに払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間の一部の保険料は時効により納付できない上、残りの申立期間の保険料についても、当該期間は過年度納付となり、A市役所で保険料を納付できない。

また、A市の保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成2年3月20日付けで「納付拒否者」と記入されており、同市では、同年3月24日付けで社会保険事務所に進達し、申立人への納付書送付と未納保険料納付督励を行わないために国民年金の資格喪失手続を行ったことが確認でき、申立人は、同市に現年度の国民年金保険料を納付しない旨の意思表示を行ったものと推認されることから、その申立人が過年度分として納付可能な期間である申立期間の国民年金保険料を社会保険事務所で納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、無職になった時に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、i)雇用保険記録により、申立人の勤務していた会社は、昭和63年10月29日に労働保険の適用事業所を廃止しており、申立期間の大部分は事業を行っていること、ii)同社の元同僚等の証言により、申立人は同社で残務整理等に当たり、事業が停止されるまで同社に勤務していたことが確認で

き、申立期間の大部分は無職ではなかったものと推認されることから、申立人の主張に不自然さがみられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から同年8月までの期間、同年12月、45年5月から同年9月までの期間及び同年12月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から同年8月まで

② 昭和44年12月

③ 昭和45年5月から同年9月まで

④ 昭和45年12月から51年3月まで

私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、私の妻及び私の両親の国民年金保険料と一緒に、申立期間の私の国民年金保険料を、A町漁業協同組合(現在は、B町漁業協同組合)の父親名義の納税準備貯金口座から納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に全く関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母親は既に他界していることから、申立期間の国民年金加入状況等は不明である。

また、申立人から提出された、A町漁業協同組合の申立人の父親名義の納税準備貯金元帳(昭和46年11月から51年5月まで)の記録により、当該貯金口座から国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、i)申立人の父親は、昭和46年*月に60歳に到達したことにより国民年金の被保険者資格を喪失していることから、その父親の保険料は46年5月以降においては、申立人等と併せて納付されることはあり得ないこと、ii)当該納税準備貯金口座から納付された昭和47年度から50年度までの期間の金額は、納付済期間と

なっている申立人の妻及び申立人の母親の二人分の国民年金保険料の納付金額と一致することから、申立人の供述内容と一致しない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月7日に払い出されたことが確認でき、そのころに、申立人に係る国民年金加入手続が行われたものと推認されることから、その時点において、申立期間①から③までの保険料及び申立期間④のうち45年12月から49年6月までの保険料は、時効により納付できない上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿(払出推定期間:昭和43年5月から51年6月まで)の縦覧調査によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

加えて、申立人が現在所持している国民年金手帳には、「51 年度漏れ者、遡及納付無」と記載されているところ、C社会保険事務局では、「一般的に「51 年度漏れ者」とは、昭和 51 年度に適用勧奨を行った、国民年金の未加入者であり、「遡及納付無」とは、過年度納付は行われなかったという意味である。」と回答していることから、申立人に対して当該国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 10 月の時点で、申立期間のうち 遡 って納付することが可能であった49年7月から51年3月までの国民年金保険料が納付されなかったものと考えられる。

その上、申立人には申立期間以外にも複数の国民年金保険料未納期間が存在 しており、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわ せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から45年3月まで

私の国民年金については、昭和38年ごろにA市在住の母親から、「私が国民年金保険料を払っておくから。」と言われ、その後、B市で生活していた46年1月ごろに、「あんたも仕事をしているのだから、保険料は自分で払いなさい。」と言われたことを記憶している。当時の領収書等は無いが、申立期間は私の母親が保険料を納付していたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和38年ごろに、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれるとともに、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は加入手続等に関与していない上、申立人の母親は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳は、昭和46年1月28日に発行されていることから、申立人が国民年金に加入したのはこのころであり、加入と同時に申立人が20歳に到達した38年*月までさかのぼって資格取得されたものと推認できる。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間の保険料は過年度納付及び特例納付によるほかは納付できないが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無い。

加えて、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間について国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無い上、ほかに保険料が納付されたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月、同年10月、3年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月及び同年10月

② 平成3年4月及び同年5月

私は、平成4年7月に結婚したが、同年8月に勤めていた会社から経営難を理由に解雇されたため、同年8月か9月ごろにA市B区役所に行き、夫の職場の国民年金第3号被保険者資格取得手続を行った。その手続の際、同区役所の国民年金窓口の担当者から国民年金保険料の未納期間があることを知らされた上、保険料は少額だから納付しておいたほうがいいと助言を受け、その場で保険料を納付したはずなので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年の8月か9月ごろに、A市B区役所で国民年金第3号被保険者資格取得届を行うとともに、未納期間の保険料を同区役所窓口で納付したと主張しているが、申立人の前後の国民年金被保険者に係る国民年金手帳記号番号の払出年月日から、申立人の国民年金加入手続はこのころに行われたものと推定でき、申立人の国民年金加入手続はこのころに行われたものと考えられ、国民年金加入と同時に4年9月までさかのぼって第3号被保険者資格が取得されたとともに、申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格(第1号強制加入)もさかのぼって取得されたものと推認できることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成5年7月の時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は過年度保険料となるが、当時、A市B区役所では過年度保険料を窓口で収納する業務を行っていない上、当該期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料相当額は、当時の保険料相 当額と大きく乖離しており、申立人の主張には不自然さがみられる。

加えて、申立期間①及び②において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1424 (事案 522 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月1日から58年8月1日まで

申立期間は、A社(現在は、B社)C支店で勤務し、毎年4月に昇給しており、また、申立期間当時は高度経済成長時代であったので、標準報酬月額が上がることはあっても下がることはないので調査してほしいと申し立てたが、主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの通知をもらった。

その後、当該事業所からの新たな資料及び当時の同僚を思い出したので、 厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i)申立人に係る社会保険事務所が記録する厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和40年10月1日に直前の標準報酬月額より低く改定されているものの、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできない上、直前の同年5月1日改定の標準報酬月額が、その前の39年10月1日の標準報酬月額に比べ2等級高いものとなっており、一時的に標準報酬月額が上がったことから、標準報酬が改定され、その後、何らかの手当等の減額等により、申立人の40年10月1日の標準報酬月額が下がったものと推測できること、ii)申立人の40年10月1日の標準報酬月額は、39年10月1日の標準報酬月額より1等級上がっており、当該標準報酬月額改定は妥当性を欠くものではないと判断できる上、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち、40年10月1日時点で当該事業所における厚生年金保険被保険者となっている4人のうち一人の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認できること、iii)申立人に係

る社会保険事務所が記録する標準報酬月額は、50年10月1日に直前の標準報 酬月額より低く改定されているものの、申立人から提出のあった「資格・賃金 通知書 | により申立人の基本給は確認できるが、給与明細書等の関連資料が存 在しないことから、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはで きない上、直前の 49 年 9 月 1 日改定の標準報酬月額が、その前の 48 年 8 月 1 日の標準報酬月額に比べ6等級高いものとなっており、一時的に標準報酬月額 が上がったことから、標準報酬が改定され、その後、何らかの手当等の減額等 により、申立人の50年10月1日の標準報酬月額が下がったものと推測できる こと、iv) 申立人の 50 年 10 月 1 日の標準報酬月額は、48 年 8 月 1 日より 3 等級上がっており、当該標準報酬月額改定は妥当性を欠くものではないと判断 できる上、申立人の厚生年金基金加入台帳の標準報酬月額も社会保険事務所の 記録と合致しており、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち、50年10月1日 時点で当該事業所における厚生年金保険被保険者となっている5人のうち3 人の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認できること、v) このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことを 理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月21日付け年金記録の 訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、当該事業所から入手したとする新たな資料を提出するとともに当時の同僚 5 人の名前を挙げているが、当該事業所では、「当該資料は、申立人に対して和解のために提示した試算資料であり、当時の資料は保存されておらず、賃金台帳等による申立人の厚生年金保険料控除額に基づき作成したものではない。」としている上、申立人が新たに名前を挙げた同僚 5 人のうち、昭和 40 年 10 月 1 日時点で厚生年金保険被保険者となっている4 人のうち 3 人及び50年10月 1 日時点で被保険者となっている全員の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認でき、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から13年12月1日まで 平成13年当時、経営は苦しかったが自分と社員二人の給与は遅配することが無く支払っていて、厚生年金保険料も納付していた。

申立期間の標準報酬月額が、56万円から9万8,000円となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが同社の商業登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成13年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、適用事業所に該当しなくなった後の同年12月7日付けで、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額(56万円)が12年12月1日までさかのぼって9万8,000円に減額処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、社会保険事務所の 記録によると、申立期間について当該事業所における厚生年金保険被保険者の 記録が確認できる者は申立人を含めて3人であるが、申立人は、「当該事業所 の経営は自分一人で行っており、社会保険事務及び法人印の管理も自分一人で 行っていた。」と供述している。

また、申立人は健康保険の被保険者資格喪失後にこれを任意継続しているが、 減額処理後の標準報酬月額である9万8,000円に基づく保険料を納付してい ることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間当時、厚生年金 保険被保険者の標準報酬月額を自ら遡及訂正していたものと考えられる。

これらのことから、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月21日から38年1月1日まで

② 昭和39年11月1日から40年7月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和35年3月21日から38年1月1日までのA社に勤務した期間と39年11月1日から40年7月21日までのB社に勤務した期間は脱退手当金を受給しているため、年金額の計算には算入されないとの回答があった。私は脱退手当金を請求したことも、社会保険事務所に行ったことも無い。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は昭和41年7月19日に支給決定されているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は旧姓から新姓に変更されており、備考欄に「41年6月24日氏名変更届処理」との記載がある上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は旧姓から新姓に変更されており、備考欄に「41.7.2氏名変更届」と記載されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更の処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月ごろから38年4月ごろまで 申立期間はA社(現在は、B社)に勤務し、C業務に従事していた。 厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申 立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、B社に照会したところ、「当社が保管する労働者名簿及び申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格取得届を確認したが、申立人の名前が無いため、勤務実態や保険料の控除の状況については確認することができない。」との回答があり、申立人の当該事業所における勤務状況等を裏付ける資料や供述は得られない。

また、申立人はA社で一緒に勤務していたとする同僚の名前を4人挙げているが、申立人と前職が同じで一緒に入社したという同僚及び当該事業所で雑用をしていたという同僚は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない上、申立期間当時に社会保険関係の事務をしていたという者は「当該事業所では、臨時社員扱いにし、厚生年金保険に加入させていなかった者もいた。」と述べている。

さらに、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したところ、「当該事業所は従業員の定着率が悪く、技術の無い若い人は厚生年金保険に加入させてもらえなかったと思う。」と述べていることから、事業主は従業員ごとに判断し、厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿

には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月1日から平成8年7月20日まで 申立期間については、実際に受けていた報酬額と比べると、社会保険事務 所で記録されている厚生年金保険の標準報酬月額が低いため、調査してほし い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の厚生年金保険標準報酬月額が、実際の報酬額より低く記録されていると申し立てているが、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録において、申立期間における標準報酬月額の記録を遡及して訂正しているなどの不自然な事務処理は見当たらないことから、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、当該事業所からの標準報酬月額に係る届出に基づき、社会保険事務所が記録したものであると考えるのが自然である。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、事務を担当していた複数の者が、「申立人の報酬額は、会社からの借入金返済額を含め、月額 40 万から 45 万円ぐらいであったと思う。社会保険事務所には報酬額に基づき標準報酬月額を申告していた。」と述べているものの、このうちの一人は、「経営状態は悪かったため、確信は持てない。」とも述べている。

さらに、当該事業所の代表取締役である申立人は、「当時の関係書類は一切無い。」と述べており、当該事業所の経理事務を受託していた税理士事務所に照会したが、「厚生年金保険料の控除額が確認できる書類は保管していない。」と回答していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保

険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は「決裁書類についてはすべて目を通しており、印鑑も自分が管理していた。」としている。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (平成19年法律第131号。以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書で は、特例対象者(申立人)は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を 履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合につ いては、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、当該事業所の代表取締役であることから、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月ごろから61年12月ごろまで 昭和60年3月ごろから61年12月ごろまでA社においてB職として勤務 していた。

給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び当該事業所の事業主の妻の供述から 判断すると、申立人が昭和60年6月1日から同年12月28日までの期間及び 61年6月2日から同年11月29日までの期間について、A社に勤務していた ことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和58年12月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所の事業主及びその妻は、「昭和58年末ごろ、経営状況の悪化により、事業の規模を大幅に縮小し、勤務していた従業員に再就職先をあっせんし、事情により勤務できない者については解雇した。その時に健康保険及び厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後に採用した従業員に対しては、国民健康保険及び国民年金に加入しなければならないことを伝えており、これらの保険料も控除していない。申立人も同様である。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業 所に該当しなくなった昭和58年12月に当該事業所における厚生年金保険の被 保険者資格を喪失している複数の従業員から、「昭和58年12月ごろ、事業主 及びその妻から、経営状況の悪化のため、事業を縮小又は廃止するとの説明があり、退職した。」と事業主及びその妻の供述と符合する供述があった。

加えて、申立人は、「申立期間の前後の期間に勤務していた事業所においては、勤務していた会社から交付された健康保険証を使用していたが、当該事業所の入社時に、健康保険へ加入できないため国民健康保険へ加入しなければならないとの説明を受けており、当時、扶養家族もいたことから、申立期間については、国民健康保険に加入していた。」と詳細に供述しており、事業主及びその妻の供述とも一致している。

その上、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を記憶しておらず、事業主及びその妻も、「申立期間当時の従業員については、アルバイト勤務の者がほとんどであったことなどから、従業員の名前は記憶していない。」としており、申立期間当時の同僚から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることはできない。

なお、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から35年8月3日まで 昭和33年10月に知人の紹介でA社に入社し、3年以上の実務を経験した 36年11月ごろにB資格の技能検定を受けた。

同社での厚生年金保険の加入期間は、昭和35年8月からと記録されているが、申立期間も勤務していたはずであるため、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主(申立期間中はC職長)及び複数の同僚の具体的な供述から 判断すると、申立人は申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚等 20 人のうち、i) 7人については、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が記載されていないこと、ii) 13 人については同名簿に名前が記載されているが、このうち二人は申立人と同じ昭和 35 年 8 月 3 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、この二人は、いずれも「当該事業所には、昭和 34 年 5 月又は同年 6 月ごろに入社した。」と供述している。

また、当該同僚の一人が記憶している昭和35年4月の新卒採用者二人についても、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ同年8月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者 名簿には、昭和35年8月に管轄社会保険事務所が算定基礎届調査を実施した ことが確認でき、申立人及び上述の4人(申立人が記憶している同僚二人及び 当該同僚のうち一人が記憶している昭和35年4月に入社した新卒者二人)を含む合計8人が同年8月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得届を何らかの理由により同年8月3日まで行っていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。